

お客さま 各位

八十二銀行

在留カードご提示等のお願い

いつも八十二銀行をご利用いただきありがとうございます。

昨今マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対策強化が国際的に求められており、各金融機関では関係省庁等と連携し様々な対策を行っています。

当行では、日本に居住する外国籍のお客さまが預金口座を開設する際には「在留カード」をご提示いただき、在留期間の満了日を経過していないことを確認させていただいております。

また、預金規定の定めにもとづき、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当行にお届けいただいた「在留期間の満了日」が間もなく到来するお客さま、または在留期間のお届けがないお客さまに、更新後の在留期間・お取引目的等を確認させていただいており、今回ご依頼いたしました。

つきましては誠に恐れ入りますが、下記のご対応をお願い申し上げます。

記

1. 在留期間を更新されるお客さま

更新後の在留カードがお手元に届きましたら、以下の書類等をご持参のうえ、お近くの八十二銀行の支店窓口までご来店いただきますよう、お願いいたします。

- ①本ハガキ
- ②在留期間更新後の在留カード(原本)または特別永住者証明書(原本)
- ③キャッシュカードまたは通帳

2. 在留期間を更新されないお客さま

在留期間満了前に以下の書類等をご持参のうえ、お近くの八十二銀行の支店窓口までお口座の解約手続きにご来店ください。預金口座(通帳・カード)の売買・譲渡は犯罪となります。預金口座の不正利用防止にご協力をお願いいたします。

- ①本ハガキ ②キャッシュカード・通帳・お届印

3. ご注意事項

- (1) 早期のご来店が難しいなど、ご都合がつかない場合は、郵便にて受けたまわることができる場合がございますので、電話等でご連絡いただくと幸いです。また、当行から更新の状況等を電話等でお伺いすることがございますので、ご了承ください。
- (2) ご来店やご連絡をいただけない場合は、当行にお届けの在留期間の満了日が経過後、入金、払戻し等の取引の一部がご利用いただけなくなることがございますので、ご了承ください。
- (3) 本状は、口座開設後に日本国籍を取得された方などにも送付されている場合がございます。恐れ入りますがお電話等にてお取引店までお申し出ください。

お客さまには大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を願ひ申し上げます。

Other Languages

Read QR from
smartphone or mobile phone

English 簡体中文 한국어 Tiếng Việt
Portugués नेपाली Filipino Español

